

第 1 回 第 1 農地部会議事録

日 時 平成24年1月19日(木) 午前10時00分

場 所 津市水道局 2階大会議室(南)

出席部会委員 2 野田^{のだ} 久忠^{ひさただ}・3 太田^{おおた} 義政^{よしまさ}・4 眞弓^{まゆみ} 純一^{すみかず}・5 赤塚^{あかつか} 薫^{かおる}
7 伊藤^{いとう} 征一^{せいいち}・9 奥山^{おくやま} 正夫^{まさお}・11 後藤^{ごとう} 勝^{かつ}・13 阪^{さか} 芳一^{よしいち}
17 牧野^{まきの} 礼吉^{れいきち}・18 増地^{ますじ} 和久^{かずひさ}・19 村治^{むらじ} 隆史^{たかし}・23 清水^{しみず} 清^{きよし}
24 中林^{なかばやし} 長一^{ちやういち}・41 西口^{にしぐち} 正國^{まさくに}・47 田中^{たなか} 千福^{かずよし}

以上15名

欠席委員 6 青木^{あおき} 正司^{しょうじ}・14 清水^{しみず} 文兵衛^{ぶんべえ}

出席部会員外委員 会長 野田 悟

議長 第1農地部会長 伊藤 征一

事務局職員 飯田事務局長・西田調整担当副参事・長谷川担当副主幹

総合支所 河芸：服部主査 美里：谷川主査 安濃：紀平主査

芸濃：後藤副主幹 香良洲：東山主査

議事録署名者 2 野田^{のた} 久忠^{ひさただ}・17 牧野^{まきの} 礼吉^{れいきち}

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理取消について
報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可・使用貸借)
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可)
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・賃貸借権)

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・使用貸借)

議案第7号 競売買受適格証明願について

議案第8号 非農地証明願について

議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第1回の農業委員会を開会いたします。</p> <p>今日の欠席は青木委員と清水文兵衛委員の2名でございます。15名出席で本部会は成いたします。</p> <p>それでは、議事録署名者を私のほうから指名をさせていただきます。2番 野田委員、17番 牧野委員、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、まず初めに会長の専決等の報告事項に入ります。</p>
事 務 局	<p>それでは、第1回の農地部会議案書の1ページから5ページをお願いいたします。</p> <p>報告案件第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。</p> <p>今月は、件数としまして合計35件、面積としまして7万7,032㎡で、田が6万9,773㎡、畑が6,268㎡、外991㎡でございます。</p> <p>この解約後につきましては、再設定が6件、所有権移転が2件、自作に戻るものが27件となっております。</p> <p>続きまして、6ページから11ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。</p> <p>これにつきましては、相続の届出によるものでございまして、件数といたしましては14件、面積として5万8,886㎡、内訳としまして、田が4万6,374㎡、畑が1万2,512㎡でございます。</p> <p>次に、12ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。</p> <p>件数といたしましては8件、面積として3,585.36㎡、内訳としまして、田が1,011㎡、畑が2,119㎡、外455.36㎡でございます。</p> <p>内容といたしましては、一般個人住宅用地が4件で1,044.36㎡、駐車場用地が3件、1,530㎡、共同住宅用地が1件、1,011㎡でございます。</p> <p>続きまして、13ページをお願いいたします。</p> <p>報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理の取消についてでございます。</p> <p>番号1、地区 高茶屋の案件でございますが、これにつきましては、共同住宅・駐車場用地として、平成23年9月16日に届出が受理されたものでございますが、今回、この共同住宅の建設が中止となったことから、届出受理の取消をしようとするものでございます。</p> <p>以上、件数といたしましては、1件、面積として568㎡で畑でございます。</p> <p>続きまして、14ページをお願いいたします。</p> <p>報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。</p> <p>件数といたしましては9件、面積として6,687㎡、内訳といたしまして、</p>

田が3, 568㎡、畑が3, 119㎡でございます。

内容としましては、一般個人住宅用地が3件、1, 448㎡、駐車場用地が3件、2, 280㎡、分譲住宅用地が1件、2, 525㎡、事務所用地が1件、227㎡、施設敷地の一部が1件で207㎡でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

議長 はい、ありがとうございました。事務局より報告があったとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 15ページをお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 神戸、受人 _____、経営面積 8, 995. 96㎡、渡人 _____、申請地 神戸与市垣内 _____、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 193㎡でございます。

これにつきましては、渡人である _____ は、高齢化による労力不足のため、営農拡大を希望する受入であります _____ に譲り渡ししようとするものでございます。

番号2、地区 安東、受人 _____、経営面積 1万0, 043㎡、渡人 _____、申請地 観音寺町中戸井 _____、台帳地目・現況地目とも田、現況面積2, 923㎡でございます。

これにつきましては、渡人であります _____ は、相手方の要望によりまして、営農拡大を希望する受入であります _____ に譲り渡ししようとするものでございます。

番号3、地区 藤水、受人 _____、経営面積 8, 344. 91㎡、申請地 垂水南浦 _____ 番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積221㎡、外1筆、合計面積515㎡で田でございます。

これにつきましては、受入であります _____ が、競売に参加するための、競売買受適格証明審査のためのものでございます。

なお、この案件は、合わせて提出されております22ページの議案第7号 競売買受適格証明願と関連するものでございます。

番号4、地区 棕本、受人 _____、経営面積 6, 122㎡、渡人 _____、申請地 芸濃町棕本塚田 _____ 番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 1, 387㎡でございます。

これにつきましては、渡人であります _____ は、労力不足による営農縮小のため、営農拡大を希望する受入でございます _____ に譲り渡ししようとするものでございます。

番号5、地区 棕本、受人 _____、経営面積 1万3, 147. 61㎡、渡人 _____、申請地 芸濃町棕本精進谷 _____ 番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積 4, 160㎡でございます。

これにつきましては、渡人である _____ は、労力不足による営農縮小のため、営農拡大を希望する受入であります _____ に譲り渡ししようとするものでございます。

番号6、地区 明、受人 _____、経営面積 2,638㎡、渡人 _____、申請地 芸濃町忍田興_____番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 185㎡、外1筆、合計面積330㎡で畑でございます。

これにつきましては、渡人であります_____は、生活資金等に充てるため、営農拡大を希望する受人でございます_____に譲り渡ししようとするものでございます。

なお、下限面積の関係につきましては、17ページの議案第2号の番号1と関連して満たしているものでございます。

番号7、地区 安西、受人 _____、経営面積 3万4,551㎡、渡人 _____、申請地 芸濃町萩野前興_____番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積 925㎡、外1筆、合計面積1,668㎡で田でございます。

これにつきましては、渡人である_____は、耕作困難による離農のため、申請地が自宅近くであり営農拡大を希望する受人であります_____に譲り渡ししようとするものでございます。

番号8、地区 村主、受人 _____、経営面積 55万2,985.68㎡、渡人 _____、申請地 安濃町今徳西久保_____番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積 1,974㎡、外3筆、合計面積6,470㎡で田でございます。

これにつきましては、渡人につきましては、次ページの番号9とも関連しますが、渡人である_____は、遠方による営農縮小のため、営農拡大を希望する受人である_____に譲り渡ししようとするものでございます。

16ページをお願いします。

番号9、地区 村主、受人 _____、経営面積 6,171㎡、渡人 _____、申請地 安濃町今徳午頭_____番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積 832㎡でございます。

これにつきましては、渡人は、先ほどの番号8と関連をしますが、渡人である_____は、遠方による営農縮小のため、営農拡大を希望する受人である_____に譲り渡ししようとするものでございます。

番号10、地区 明合、受人 _____、経営面積 0㎡、渡人 _____、申請地 安濃町田端上野瀬戸野_____番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積 2,368㎡でございます。

これにつきましては、渡人である_____は、相手方の要望により、入所者のリハビリ等社会福祉事業に利用するため、譲り受けを希望する受人である_____に譲り渡ししようとするものでございます。

なお、下限面積等の関係につきましては、農地法等により、適用除外となっているところでございます。

以上、番号1から10までは、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものでございます。

以上、件数といたしましては10件、面積として2万846㎡、内訳といたしまして、田が1万8,936㎡、畑が1,910㎡でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。1番、神戸から順番で。

眞弓委員 4番 眞弓です。これ、譲渡人は、高齢のため、近所に住む人に譲渡するも

のでございまして、何ら問題はございません。

議長 はい、ありがとうございます。2番、安東。

太田委員 3番 太田です。事務局の説明のとおり、営農拡大ということで問題なしと認めますので、よろしく願いいたします。

議長 はい、3番、藤水。

奥山委員 9番 奥山です。現地のほうを原田委員と確認に行きましたけれども、荒れた土地で大変だろうと思えますけれども、本人のほうは、時間をかけてゆっくりとやっていきたいということを書きましたので、何ら問題ないと思えます。

議長 はい。4番、椋本。4番、5番。

牧野委員 17番 牧野です。この4番のほうは、お父さんが亡くなって、おばあさんだけで労力不足のため譲り渡すということでございまして、これも何ら問題ないと思えます。

それから、5番のほうも、_____さんはもう八十幾つで、ちょっと高齢なために労力不足ということで、これも何ら問題ないと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長 はい。6番、明。

牧野委員 これも営農拡大ということで、よろしく願いいたします。

議長 はい。7番、安西。

牧野委員 17番 牧野です。これも、片方がもうお百姓をやめるということで、_____さんが買い受けるということでございまして、これも何ら問題ないと思えます。よろしく願いします。

議長 はい。8番、村主。

清水委員 23番 清水です。これ、12日に現地確認も行ってきましたし、草生でもう本当に大々的にやっております農業者でございまして、何ら問題ございませんので、よろしく願いします。

9番も同じです。

議長 はい。10番の明合。

中林委員 24番 中林です。これは、受人は、_____。これは、_____というのは_____の系列の社会福祉法人なんですけど、かなり手広くやっております、各種のグループホームとか、そういう施設はありまして、軽い人の露地で花をつくりとか、そういうリハビリですな、そういうのもちょうど近くですので、この田んぼを取得したいということで、これは皆さんご存じやと思えますけれども、特例の、いわゆる例外の中に該当いたしますので、適法であると見てお

りましたので、よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。地元委員さんからは、異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第1号について許可することに決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 17ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 明、借り人 _____、経営面積 2,638㎡、貸し人 _____、申請地 芸濃町忍田地蔵堂_____番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積 2,729㎡でございます。

これにつきましては、先ほどの15ページの議案第1号の番号6と関連しておりますが、貸し人であります_____は、相手方の要望により営農拡大を希望する借り人である_____に使用貸借しようとするものでございます。

以上、件数といたしましては1件、面積として2,729㎡で、田でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。1番、明。

増地委員 18番 増地です。相手方の営農拡大ということで、借りたいということで、この間、12日見に行きまして、適正だと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。地元委員さんからは、異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第2号について許可することに決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 18ページをお願いします。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 栗真、申請者 _____、申請地 栗真小川町大頭_____番、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、現況面積 88㎡、農地は第2種農地でご

ございます。

これにつきましては、申請地を居宅への進入路用地として利用しようとするものでございますが、平成4年から利用しており、始末書の提出がされているところでございます。

番号2、地区 大里、申請者 _____、申請地 大里山室町前田 _____番、台帳地目 畑、現況地目 道路、現況面積 27㎡、外1筆、合計面積122㎡で畑、農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、申請地を居宅への進入路用地及び倉庫用地として利用しようとするものでございますが、それぞれ昭和47年12月ごろ及び昭和52年3月ごろから利用しており、始末書の提出がされているところでございます。

番号3、地区 辰水、申請者 _____、申請地 美里町穴倉山口 _____番1、台帳地目・現況地目とも田、現況面積 1,150㎡、農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、申請地は獣害による被害が大きく、大型機械等による耕作も大変難しいというようなことから、今回、申請地に植林をしようとするものでございます。

以上、件数といたしましては3件、面積として1,360㎡、内訳といたしまして、田が1,150㎡、畑が210㎡でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。1番、栗真。

事務局 部会長、すみません。事務局です。

青木委員から連絡いただいております。この1番の案件については、地元の林委員さんと確認をしてもらって、特に問題ないということでご連絡入っております。

議 長 はい、ありがとうございます。2番、私でございます。これも事務局説明どおり始末書ということと、それで解決させていただきまして、皆さんよろしくお願ひいたします。

3番、辰水。

村治委員 19番 村治です。これも、12日の日、現地確認にお世話になりまして、現地確認しましたところ、何ら問題ないと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございました。地元委員さんからは、異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第3号について許可することに決定いたします。

次に、議案第4号 農地法第5条1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

19ページをお願いします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 安東、受人 _____、渡人 _____、申請地 長岡町茶木原_____番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 1,538㎡、農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、次の番号2から4までと一体利用しようとするものでございますが、現在、運営している保育園舎が、都市計画道路用地として買収となることから、申請地を新しく保育園用地として利用しようとするものでございます。

番号2、地区 安東、受人 _____、渡人 _____、_____、申請地 長岡町茶木原_____番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積 266㎡、農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、先ほどの番号1と同趣旨によりまして、申請地を新しく保育園用地として利用しようとするものでございます。

番号3、地区 安東、受人 _____、渡人 _____、申請地 長岡町茶木原_____番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積 293㎡、農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、先ほどの番号1と同趣旨によりまして、申請地を新しく保育園用地として利用しようとするものでございます。

番号4、地区 安東、受人 _____、渡人 _____、_____、申請地 長岡町茶木原_____番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積 700㎡、農地は第2種農地でございます。

これにつきましても、先ほどの番号1と同趣旨によりまして、申請地を新しく保育園用地として利用しようとするものでございます。

番号5、地区 豊津、受人 _____、渡人 _____、_____、申請地 河芸町一色石橋_____番、台帳地目 田、現況地目 雑種地、現況面積 527㎡、外4筆、合計面積4,583㎡で田でございます。

これにつきましては、介護サービスの利用者が年々増加をしてきておりまして、現在お持ちになられておる施設では対応ができなくなってきたということから、申請地を新しく老人リースサービスセンター用地として利用しようとするものでございます。

番号6、地区 上野、受人 _____、渡人 _____、申請地 河芸町西千里池ノ下_____番、台帳地目 田、現況地目 畑、現況面積 655㎡、農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、次の番号7とも関連しますが、現在使用している借地の資材置場がなくなりますことから、申請地を資材置場用地として利用しようとするものでございます。

番号7、地区 上野、受人 _____、渡人 _____、申請地 河芸町西千里亀井_____番、台帳地目 田、現況地目 雑種地、現況面積 943㎡、農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、先ほどの番号6とも関連しますが、申請地を資材置場用地等として利用しようとするものでございますが、平成19年10月から利用しており、始末書の提出がされているところでございます。

番号8、地区 草生、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町草

生日焼_____番、台帳地目 田、現況地目 道路、現況面積 6.61㎡、外1筆、合計面積32.61㎡で田、農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、申請地を進入路用地として利用しようとするものでございますが、昭和36年頃から利用しており、始末書の提出がされているところでございます。

番号9、地区 安濃、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町曾根ススケ_____番、台帳地目 田、現況地目 畑、現況面積 229㎡、農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、申請地に一般個人住宅1棟80.52㎡を建築しようとするものでございます。

番号10、地区 安濃、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町内多見泥_____番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 429㎡、農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、申請地に一般個人住宅1棟103.82㎡を建築しようとするものでございます。

以上、件数といたしましては10件、面積として9,668.61㎡、内訳といたしまして、田が7,701.61㎡、畑が1,967㎡でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。1番から3番、4番、安東。

太田委員 3番 太田です。12日に、会長、副会長、また事務局の方に現地立ち会い確認をお世話いただきました。説明のとおり、_____の近くにありますが、計画道路による移転ということで、こちらに移ってまいるといって、何ら問題ございません。よろしくお願いたします。

議長 はい。5番、豊津。

阪委員 13番 阪。これ、先般、自分も事務局の方、会長以下現場確認した結果、特に問題ないと思いました。よろしくお願いたします。

議長 はい、ありがとうございます。6番、7番、上野。

阪委員 13番 阪。これも、先般、自分、現場確認をさせてもらったけれども、何ら問題ないと認めましたもので、よろしくお願いたします。

議長 はい。8番、草生。

清水委員 23番 清水です。これも事務局のご説明のとおりでございます、もう50年ほど前から現状のままでございます、何ら問題ございませんので、よろしくお願いたします。

議長 はい。9番、10番、安濃。

中林委員 24番 中林です。9番、これは、個人住宅用地として購入するもので、問題地はございませんので、許可をよろしくお願いたします。

同じく、10番も個人用住宅用地として売買されるものでございますので、よろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。地元委員からは、異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第4号について許可をすることに決定いたします。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 20ページをお願いします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区 高宮、借り人 _____、貸人 _____、申請地 美里町足坂西之垣内_____番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積 717㎡のうち、440㎡、農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、申請地に農業用倉庫1棟96.88㎡を建築しようとするものでございます。

以上、件数といたしましては1件、面積として440㎡で田でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見をお伺いいたします。

村治委員 19番 村治でございます。これも現地も確認しておりますが、何ら問題ないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長 はい、どうもありがとうございます。それでは、異議なしと認め、第4号議案について許可することに決定をいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について農業委員会許可・使用貸借について事務局の説明をお願いします。

事務局 21ページをお願いします。議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1 地区 栗真 借り人 _____ 貸人 _____ 申請地 栗真小川町大頭_____番、台帳地目、現況地目とも畑、現況面積316㎡、農地は第2種農地でございます。これにつきましては、貸し人と借り人は親子関係でございまして、申請地に、農家住宅 1棟 123.8㎡を建築しようとするものでございます。

番号2 地区 高野尾 借り人 _____ 貸人 _____ 申請地 高野尾町中町_____番、台帳地目畑、現況地目宅地、現況面積577㎡、農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、貸し人と借り人は親子関係でございまして、申請地に、

一般個人住宅として分家住宅1棟57.50㎡及び車庫を建築しようとするものでございますが、昭和46年ごろに、住宅の増築がされていることから、始末書の提出がされているところでございます。

以上、件数といたしましては2件、面積として893㎡で畑でございます。
以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長 ありがとうございます。1番、栗真。

事務局 部会長、事務局です。

すみません。欠席の青木委員からのほうから、地元の林委員と確認して、この栗真の案件については、特に問題ないということで、親子関係で問題ないということで連絡入っております。

議長 はい、ありがとうございます。2番、高野尾。

赤塚委員 5番 赤塚です。これは親子関係で、46年ごろにその子供部屋を建てたということで、現況地もこれ宅地になつとるということで、始末書も提出されております。

また、この側溝の方は、排水の側溝のほうは完備されておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

議長 はい。地元委員からは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第6号について許可することに決定をいたします。

次に、議案第7号 競売買受適格証明願について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 22ページをお願いします。

議案第7号、競売買受適格証明願についてでございます。

番号1、地区 藤水、競売対象農地 垂水南浦_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 221㎡、外1筆、合計面積515㎡、申請人 _____、経営面積 8,344.91㎡でございます。

これにつきましては、先ほどご説明させていただきました15ページの議案第1号の番号3の3条許可申請と関連するものでございまして、申請人でございます_____が競売に参加するため、競売買受適格証明願が提出されたものでございます。

以上、件数といたしましては1件、面積として515㎡で田でございます。
以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見をお伺いいたします。藤水。

奥山委員 9番 奥山です。原田委員のほうから、特に何ら問題ないということをお伺い

ましたので、よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。地元委員からは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第7号について証明することに決定いたします。
続きまして、議案第8号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 23ページをお願いします。
議案第8号 非農地証明願についてでございます。
番号1、地区 安東、願出者 _____、申請地 安東町大土井_____番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、現況面積 77㎡でございます。
これにつきましては、昭和57年に農業用倉庫を建築し現在に至っておりますことから、今回、非農地証明願が提出されたものでございます。
番号2、地区 安西、願出者 _____、申請地 芸濃町萩野西川原_____番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、現況面積 161㎡、外2筆、合計面積750㎡で畑でございます。
これにつきましては、昭和57年に製材所の建物を建築し現在に至っておりますことから、今回、非農地証明願が提出されたものでございます。
以上、件数といたしましては2件、面積として827㎡で畑でございます。
以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見をお伺ひいたします。

太田委員 1番の3番 太田です。安東町鹿毛地区の案件ですが、現地を確認しております。特に問題ございません。よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、2番、安西。

牧野委員 17番 牧野です。これも_____を現在やっておられるということでございますので、何ら問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第8号について証明することに決定いたします。
次に、別紙でお配りしました議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。表紙を1枚めくっていただきたいと思います。

今月は、右下の合計欄に掲げてありますように、総合計で17万9,517㎡の集積がございました。内訳としましては、貸借関係のみでございます。それでは、各地区別に一番下の合計欄でご説明いたします。

津地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借を合わせて9万1,276㎡で、畑の賃貸借と使用貸借を合わせて1,291㎡で、件数的には43件でございました。所有権移転はございませんでした。

河芸地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借を合わせて1万9,807㎡で、畑の使用貸借が2,046㎡で、件数的には10件でございました。所有権移転はございませんでした。

安濃地区につきましては、田の賃貸借が4万6,852㎡で、畑の賃貸借と使用貸借を合わせて1,413㎡で、件数的には18件でございました。所有権移転はございませんでした。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借が8,807㎡で、畑の賃貸借が3,209㎡で、件数的には7件でございました。所有権移転はございませんでした。

美里地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借を合わせて4,816㎡で、件数的には5件でございました。所有権移転はございませんでした。

香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で、田の集積が、賃貸借と使用貸借を合わせて17万1,558㎡で、畑の集積が、賃貸借と使用貸借を合わせて7,959㎡で、総合計が17万9,517㎡で、83件となっております。認定農業者への集積状況は38件で、10万8,630㎡となっております。先月に比べ面積で約27%、件数では約36%となっております。なお、内訳は計画の概要のとおりでございます。

以上の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長

はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。皆さんいかがでございましょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

異議なしと認め、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により農用地利用集積計画の適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第1回 第1農地部会を閉会します。

午前10時45分

上記は、第1回第1農地部会の議事を録したものである。

平成24年1月19日

議 長

出席委員

出席委員